

## 施策の紹介

# 食品の品質表示基準

## すべての飲食料品の品目横断的な表示を定める

最初の施策の紹介では、食品の品質表示のうち遺伝子組換え食品と有機食品の表示制度について紹介しましたが、ここでは、生鮮食品・水産物・玄米及び精米と加工食品の品質表示の基準について」説明します。

### はじめに

近年の食品の多様化、産地の多角化、輸入食品の増加、消費者の

食品に対する関心の高まりに対応して、消費者の視点を重視し、消費者が自己の判断で適切に商品を選択することが可能となるよう、平成十一年七月にJAS法（農林

販売されるすべての飲食料品について、品目横断的な「品質表示基準」が定められました。

この品質表示基準は、食品の製造業者又は販売業者が守るべき表示の基準で、生鮮食品と加工食品とに区分して表示基準を制定しています。

具体的には、生鮮食品については、一般的な名称、原産地等を、加工食品については、一般的な名称、原材料名、賞味期限等を表示した。

これに伴い、一般消費者向けに品目横断的な品質表示基準での対応では不十分な事項等については、別途個別の品質表示基準を定めることとしています。これに違反した場合には、農林水産大臣による指示、指示に従わない製造業者等の氏名などの公示、指示に係る措置をとらない場合の命令、この命令に違反した場合の罰則（五十万円以下の罰金）

することになっています。また、品目の特性により横断的な品質表示基準での対応では不十分な事項等については、別途個別の品質表示基準を定めることとしています。これに違反した場合には、農林水産大臣による指示、指示に従わない製造業者等の氏名などの公示、指示に係る措置をとらない場合の命令、この命令に違反した場合の罰則（五十万円以下の罰金）

所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある生鮮食品の販売業者、加工食品の製造業者などに対しては、当該都道府県の知事が自治事務としてJAS法に基づく報告徴収、立入検査及び指示を行っています。

生鮮食品品質表示基準  
水産物品質表示基準  
玄米及び精米品質表示基準  
生鮮食品については、「生鮮食品品質表示基準」に従って表示す



[表1] 生鮮食品品質表示基準における原産地等の表示

|            | 国産品   | 輸入品   |
|------------|---|---|
| <b>農産物</b> | <p><b>都道府県名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村名その他一般に知られている地名での記載可</li> </ul>   | <p><b>原産国名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般に知られている地名での記載可</li> </ul> |
| <b>畜産物</b> | <p><b>国産である旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名での記載可</li> </ul>  | <p><b>原産国名</b></p>  |
| <b>水産物</b> | <p><b>水域名又は地域名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水域名の記載が困難な場合は水揚港名又はそれが属する都道府県名での記載可</li> <li>水域名に水揚港名又はそれが属する都道府県名の併記可</li> </ul> | <p><b>原産国名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水域名の併記可</li> </ul>          |

水域名は海域、湖沼等の名称を、地域名は養殖場の属する都道府県名をいう。

ることになりますが、水産物については、この基準のほか、「水産物品質表示基準」に従い、養殖したもの又は冷凍品を解凍したものについて、それぞれ「養殖」又は「解凍」という表示を行う必要があります。

また、刺身については、単品のものは生鮮食品品質表示基準が適用され、二種以上を盛り合わせた刺身については加工食品品質表示基準が適用されます。

なお、玄米及び精米については、容器に入れ、又は包装されたものは「玄米及び精米品質表示基準」が適用され、それ以外のものは「生鮮食品品質表示基準」が適用されます。

1 生鮮食品品質表示基準  
(平成十二年三月三十一日農林水産省告示第五百十四号)

原産地名の表示については、農産物、畜産物、水産物のそれぞれの生産の実態を踏まえ、「表1」のように表示することになります。

具体的には、農産物は、国産品にあつては都道府県名、輸入品にあつては原産国名を、畜産物は、国産品にあつては国産である旨、輸入品にあつては原産国名を、水産物は、国産品にあつては水域名、輸入品にあつては原産国名を記載します。

表示の方法については、卸、仲卸等の販売業者(一般消費者に生鮮食品を販売する小売販売業者以外の販売業者)は、小売販売業者が適正な表示を行うことができるよう、生鮮食品の容器・包装の見やすい箇所、送り状又は納品書などに表示する必要があります。

また、小売販売業者は、生鮮食品の容器若しくは包装の見やすい箇所、又は当該生鮮食品に近接し

た掲示、立札などにより、消費者に見やすい方法で表示する必要があります。

表示禁止事項としては、実際のものより著しく優良であると誤認させる用語、表示すべき事項の内容と矛盾する用語及び生鮮食品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示を禁止しています。

この生鮮食品品質表示基準及び水産物品質表示基準は、平成十二年七月一日からすでに適用されています。

この生鮮食品品質表示基準及び水産物品質表示基準は、平成十二年七月一日からすでに適用されています。

この玄米及び精米品質表示基準及び水産物品質表示基準は、平成十二年七月一日からすでに適用されています。

この玄米及び精米品質表示基準及び水産物品質表示基準は、平成十二年七月一日からすでに適用されています。

2 水産物品質表示基準  
(平成十一年三月三十一日農林水産省告示第五百十六号)

生鮮食品のうち水産物については、生鮮食品品質表示基準による一般的な名称・原産地名の表示のほかに、次の表示が必要となります。

冷凍したものを解凍したものにあつては「解凍」した旨の表示

した旨の表示

なお、この場合の「養殖」とは、幼魚などを重量の増加又は品質の

向上を図ることを目的にして、出荷するまでの間給餌することにより育成することをいいます。

も可)の中から、その内容を表す名称を記載します。

## (2) 原料玄米

産地、品種及び産年が同一であり、かつ、それが証明(国産品は農産物検査法、輸入品は輸出国の公的機関による証明)された

原料玄米については、産地、品種、産年及び使用割合を記載します。

産地は、国産品は都道府県名、市町村名その他一般に知られる地名を、輸入品は原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載します。

市町村名その他一般に知られる地名を、輸入品は原産国名又は原産国名及び一般に知られる地名を記載します。

使用割合は「100%」と記載します。

以外の原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部

が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合を併

記します。

産地・使用割合は、国産品に

あつては「国産 %」と、ま

た、輸入品にあつては原産国「

と、「(国名)産 %」

と、国産品及び原産国「」との使用割合の多いもの順に記載します。

原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたものが含まれる場合は、括弧を付して、

産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができます。

玄米及び精米品質表示基準は、平成十三年四月一日以後に販売される玄米及び精米に適用されます。

加工食品品質表示基準

加工食品について、一括して表示すべき事項は、一般的な名称、原材料名、内容量(又は固形量及び内容総量)、賞味期限(若

